

平成20年度税制改正に関する 産業機械業界の要望

平成19年9月

社団法人 日本産業機械工業会
会長 相川 賢太郎

平成20年度税制改正に関する意見・要望

社団法人 日本産業機械工業会

わが国経済はゆるやかな回復基調が続いており、国内の設備投資も堅調に推移している。産業機械の受注額も一時期の落ち込みから脱し、上昇傾向にあることから、工業会の会員企業の業績も上向きつつある。しかし、為替相場の変動や原油価格の高騰、素材価格の上昇等、不安材料もあることから、決して先行きは楽観できない状況である。当業界は諸外国との激しい競争の中で、新事業・新製品の創出、品質の向上やコスト競争力の強化、事業や組織の見直し等の自己革新に取り組んでいる。法人税制はこのような企業の成長を支え、我が国経済の活性化に資するものでなければならない。

国税に関しては、政府の策定した新経済成長戦略に基づき、企業の持続的発展を図るという観点から、研究開発や設備投資、人材育成を促進する税制が必要不可欠である。そのためには、平成19年度末に期限が切れる研究開発促進税制の控除率上乘せ措置や、情報基盤強化税制、人材投資促進税制等を延長すべきである。同様の観点から、平成19年度税制改正で一部が改正された減価償却制度についても、生産設備の耐用年数短縮化、加速度償却制度の導入等の措置を検討することが重要である。

国際競争力の強化、海外諸国とのイコール・フットイングを図るという観点からは、外国税額控除、タックス・ヘイブン等の国際関連税制の改正や、工事進行基準の原則適用、租税条約の締結と内容の見直しを進める等、我が国企業が不利にならぬよう十分に配慮すべきである。

環境税については既に環境・エネルギー対策に多額の投資を行っているわが国企業の国際競争力を阻害することに加え、企業の省エネルギー意欲を削ぐことに繋がることから、その導入に反対である。

地方税制に関しては、地方自治体における安易な法定外税の導入や超過税率の設定、更には計算が煩雑な外形標準課税等、「公平・中立・簡素」という租税の原則に反した措置が、地方法人税制をさらに複雑なものにしている。また、事業所税と固定資産税などの二重課税等もあることから、企業の税負担は過重となっている。抜本的に地方法人課税全体の整理・統合が必要である。

上述の基本的な考え方にに基づき、当工業会として平成20年度の具体的な税制改正要望事項を取りまとめた。その実現を強く要望する次第である。

重点要望項目の要旨

1. 平成19年度で適用期限切れとなる租税特別措置の延長・拡充

- ・ 研究開発投資促進税制における控除限度額の引上げと控除率上乘せ措置の延長。
- ・ 情報基盤強化税制の延長。
- ・ 人材投資促進税制の見直しと延長。
- ・ その他、平成19年度で期限切れとなる租税特別措置の延長。

2. 国際関連税制の見直し

(1) 外国税額控除制度の見直し

- ・ 一括限度額方式の堅持。
- ・ 外国税額控除に係る控除限度超過額の繰越期間（現行3年間）を7年間に延長。
- ・ 間接税額控除の対象範囲拡大（持株要件を「25%以上」から「10%以上」へ引き下げ等）。
- ・ 控除限度額計算の変更。

(2) タックス・ハイブン税制の見直し

- ・ 適用判断基準となる租税負担率の引き下げと指定国制度の復活。
- ・ 欠損金のある特定外国子会社等も合算対象に。
- ・ 課税済留保金額の損金算入の期間制限や配当の損金算入の階層制限を撤廃。
- ・ 適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除の容認。

(3) その他

- ・ 租税条約及び関連税制の整備・見直し。

3. 長期大規模工事以外の請負工事に係る収益及び費用の計上の見直し

- ・ 長期大規模工事以外の赤字の請負工事についても工事進行基準の適用を容認。
- ・ 工事進行基準経理による工事未収入金も貸倒引当金の対象債権に含めることに変更。

4. 減価償却制度の見直し

- ・ 償却加速に向けた制度の見直しとともに、法定耐用年数の短縮申請の規定を緩和。
- ・ 少額減価償却資産の金額基準の引き上げ。
- ・ 損金経理要件の撤廃。

5. 環境税導入反対

- ・ 企業の国際競争力を阻害し、省エネルギー意欲を削ぐ環境税の導入に反対。

6. 連結納税制度の見直し

- ・ 寄附金課税、子会社欠損金の持込制限、時価評価に関する規定の撤廃・要件の緩和等。
- ・ 地方税にも連結納税制度を導入。
- ・ 収用等があった場合の税額控除を各社毎に5,000万円に。

- ・連結グループ内の金銭債権に対しても、一括評価の貸倒引当金の損金算入を容認。
- ・資本金 1 億円以下の子法人には、貸倒引当金の法定繰入率の使用を容認。
- ・更正通知書は連結親法人だけでなく、各連結子会社に個別の通知書を送るようにすること。

7 . 不良債権・不良資産処理に関する税制の見直し

- ・私法上有効な非関連者間の金銭債権の売却や債権放棄等を税務上容認。
- ・子会社等に対する経営悪化段階での支援を税務上容認。
- ・貸倒引当金の繰入れに関する条件緩和(法的整理開始時点での繰入率の大幅引上げ等)。
- ・貸倒引当金の繰入処理及び認定の基準の明確化。
- ・棚卸資産、退職給付信託、金銭債権、ゴルフ会員権に係る評価損を税務上も容認。

8 . 地方法人課税の抜本的見直し

- ・地方税全体の整理・統合に関する検討。
- ・課税の合理性を欠き法人を狙い撃ちする超過課税や法定外税に対する歯止めの制度化。

9 . 組織再編税制等の整備

- ・日本版 L L C (合同会社) に関する現物出資時の課税繰延とパス・スルー課税の導入。

10 . その他

- ・受取配当金益金不算入割合の引き上げ及び特定利子規定の復活。
- ・年金資産に係る特別法人税の撤廃と確定拠出年金拠出限度額の大幅引き上げ。
- ・電話加入権の即時償却。
- ・欠損金の繰戻還付の復活。
- ・寄付金の損金算入条件の緩和。

一般要望項目の要旨

1 . 税制の簡素化及び納税コストの削減

- ・消費税についても申告期限を 1 月延長。
- ・道府県民税の利子割制度の廃止。
- ・地方税について統一納付機関の設置等による納付手続きの簡素化。
- ・期中離脱の連結子法人にはみなし事業年度を設けず期初にさかのぼって承認を取消し。
- ・異動届出書は年 2 回にまとめて提出できるようにすること。
- ・法人事業税の国外所得、国外付加価値計算において、国内 / 国外従業員比等の簡便法の使用を容認。
- ・地方税においても移転価格課税に係る納税の猶予と延滞税免除の特例を創設すること。

- ・ 利子及び配当金に対する源泉所得税は、国税として総合課税の上、国・都道府県間で配分することとし、納税事務の簡素化を図ること。
- ・ 事業税外形標準課税の計算方法を簡素化すること。
- ・ 悪質なケースを除き、過去に税務調査を実施している事業年度については繰り返し調査を行わないこと。

2. 土地税制の見直し

- ・ 特別土地保有税、地価税及び土地譲渡益重課制度の廃止。
- ・ 会社分割時に未経過固定資産税を精算した場合、分割法人と分割承継法人との間での合理的に負担することを容認。
- ・ 固定資産税の償却資産の償却計算を法人税と一致させるべき。
- ・ 土地の評価水準等の見直し。
- ・ 建物については収益還元価値を基準とする評価方法へ転換すべき。

3. 地方税に関する見直し

- ・ 連結法人について地方税の中間申告での仮決算方式の採用と中間申告期限の1月延長。
- ・ 法人住民税均等割の適正化（少人数又は短期間存続事業所等に関する税の軽減等）。
- ・ 事業所税におけるみなし共同事業課税の適正化。
- ・ 外国税額控除制度における控除余裕額使用による外国税額の還付制度を地方税にも創設。

4. 借地権課税における相当の地代の適正化

- ・ 借地権課税における相当の地代の水準を現行の6%から3%程度に引き下げ。

5. 海外個人所得税の見直し

- ・ 海外で発生した個人所得税を会社が負担した場合の不当な個人所得課税の見直し。

6. 印紙税の見直し

- ・ 請負契約書等に関する印紙税の廃止。

7. その他

- ・ 信託法改正（事業信託、自己信託の創設等）後も、信託に係る現行取扱いを継続。
- ・ 交際費及び法人住民税の損金算入。
- ・ 国税の納税証明書の税額区分を本税と附帯税の二本立て記載に変更。
- ・ 「更正の請求」の期間（現行1年間）を税額の更正可能期間と同じ5年間に延長。
- ・ 少額飲食代の書類の保存要件を簡素化し、制度を恒久化。
- ・ 研究開発費及びソフトウェアに係わる会計処理について、即時償却の容認。
- ・ 電子申告普及促進のために、税目ごとの電子申告控除額を設けるとともに、書類添付条件を書類保存義務に改めること。

- ・専ら役職員間で費消される少額飲食費については交際費から除外すること。
- ・社債利子や配当金にかかる所得税の税額控除は、所有期間に係わらず全額控除。
- ・納税者番号制度の導入。

重点要望項目

1. 平成19年度で適用期限切れとなる租税特別措置の延長・拡充

研究開発投資促進税制の拡充と適用期限延長

我が国企業の国際競争力強化のためには研究開発への更なる投資は必要不可欠である。それを促すためにも税額控除限度額（現行：法人税額の20%）を引上げるべきである。それとともに、限度超過の繰越期間と、試験研究費の増加額に対して追加的に5%を税額控除する措置を延長すべきである。また、修正申告あるいは更正による税額の増加の場合においても減税の枠を使用できるように配慮すべきである。

また、世界的に地球温暖化対策が急務となっていることから、地球温暖化対策や環境改善関連の研究開発費への優遇税制を創設すべきである。

情報基盤強化税制の拡充と適用期限延長

ITを活用した我が国産業の競争力強化を図るためには、膨大な情報を高速で制御・管理することは勿論のこと、個人認証等での更なるセキュリティ強化、新しい技術であるICタグによる生産性向上といった新たな投資が必要となってきた。これら情報インフラの強化に対する企業の投資を支援・促進するためにも、情報基盤強化税制の適用期間の延長を図るとともに、リースへの適用及び対象範囲の拡大を要望する。また、修正申告あるいは更正による税額の増加の場合においても減税の枠を使用できるように配慮すべきである。

人材投資促進税制の拡充と適用期限延長

人材投資促進税制は試験研究費の税額控除制度等と同様、教育訓練費の総額に一定率を乗じ、控除額を算定する方式に変更するとともに、適用期限を延長すること。

その他

以下の租税特別措置を期限延長または恒久化すること。

中小企業投資促進税制、特定資産の買換えに係る特例措置、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置、土地の売買による所有権移転登記に係る登録免許税の税率の特例（特例を延長することで、不動産取引に係る諸税制（不動産取得税及び印紙税の特例措置）の適用期限を揃えるべき）。

2. 国際関連税制の見直し

(1) 外国税額控除制度の見直し

一括限度額方式の堅持

わが国において全世界所得を対象に課税する以上、課税の公平性・中立性の観点からは、外国税額控除制度によって国際的二重課税は完全に排除されるべきであり、このためには控除しきれなかった外国税額を還付する完全税額控除方式の採用が望ましいともいえる。現在の部分税額控除方式を継続するのであれば、少なくとも一括限度額方式は堅持すべきで

あり、税制の簡素化や中立性といった税制の基本理念に反する国別限度額方式や所得バスケット方式の導入には反対である。

控除限度超過額の繰越期間の延長等

外国税額の控除限度額及び控除余裕額の繰越を3年間認める趣旨は国内における国外所得の課税時点と外国税額の発生(納税)時点が一致しないことを補正することにあるが、両者のタイムラグが大きい発展途上国におけるプラント工事等については3年間の繰越期間では元々不十分であることに加え、全世界所得が低迷していること等から外国税額が控除できない事態に陥っている企業が多い。

国際的二重課税排除の観点からは本来期間制限を設けるべきではないとも考えられるが、少なくとも欠損金の繰越期間の延長、更正期間の延長、日米移転価格遡及調査期間の明示といった環境の変化に合わせ現在3年間とされている控除限度超過額の繰越期間を7年間に延長すべきである。

また、外国税額の損金算入は企業にとって最低の権利であり、外国税額控除もできず、且つ損金算入もできないという事態を招かないように繰越期間が経過し控除不能が確定した繰越外国法人税については損金算入を認めるべきである。

間接外国税額控除対象会社の拡大

間接外国税額控除の対象会社に係る持株比率の基準を現行の「25%以上」から主要欧米諸国並みの「10%以上」に引き下げるとともに、地域統括会社の設立等、企業活動の多層化に対応して間接外国税額控除の適用範囲を、孫会社から曾孫会社にまで拡大すべきである。

控除限度額計算方法の変更

外国税額控除限度額計算において、現行は特別控除(研究開発減税等)後の法人税額を計算の基礎としているが、特別控除前の法人税額とすべきである。

(2) タックス・ヘイブン税制の見直し

タックス・ヘイブン対策税制の適用を判断する際の租税負担率(現行25%以下)を20%以下に引き下げ、指定国制度を復活させるべきである。

留保所得のある特定外国子会社等のみならず、欠損金のある特定外国子会社等も合算対象にすべきである。

課税済留保金額の損金算入の期間制限を撤廃すべきである。

合算課税は階層制限がないのに対し損金算入は孫会社までとなっている現行の配当の損金算入制限は不合理であり、階層制限を撤廃すべきである。

適用対象事業年度以前に発生した欠損金についても繰越控除を認めるべきである。

(3) その他

租税条約及び関連税制の整備・見直し

未だ租税条約を締結していない国との条約締結を早急に進めるとともに、締結した条約の内容によっては、発注する設計外注等の人的役務提供に関する支払いや、発生する使用料(レンタカー代など)等が日本国内で源泉徴収の対象となる場合があるので、安定した税

環境を構築するためにも、使用料課税が免税となるよう条約の再改定を含めて整備するとともに、過度な条約優先主義を見直すべきである。

3．長期大規模工事以外の請負工事に係る収益及び費用の計上の見直し

工事等の請負の収益計上時期については、平成10年の税制改正により、長期大規模工事（請負対価50億円以上・工期2年以上）には工事進行基準を強制適用すること、長期大規模工事以外の工事については、工事進行基準を適用していない場合又は赤字の発生が見込まれる場合を除き、工事進行基準による収益及び費用の計上を認める旨、が規定された。即ち、税法上の長期大規模工事に該当しない赤字請負工事については、依然として、進行基準による損失計上を認めていない。この結果、長期にわたる赤字請負工事における損失は、引渡し時点で初めて税務上認容されることになり、税務上の欠損金が一時期に膨らむ状況にある。

しかしながら、企業会計上は、企業が定めた一定の進行基準適用条件においては、黒字・赤字の如何に関わらず一律に進行基準を適用し、赤字進行基準による損失も期間損益として計上することが求められる。また、国際的にも一定の条件を設けること無く工事進行基準を採用する傾向にあり、国際的イコール・フッティングの観点からも、税法上の長期大規模工事に該当しない場合であっても、赤字進行基準による収益及び費用の計上を認めるべきである。

また、工事進行基準経理による工事未収入金を貸倒引当金対象債権に含めるべきである。

4．減価償却制度の抜本的見直し

減価償却制度については、平成19年度税制改正において設備の100%償却が認められたが、設備の耐用年数や損金経理要件等、見直すべき問題は多い。我が国企業の更なる競争力強化のため、企業のキャッシュフロー改善に資するような減価償却制度を構築すべきである。

(1) 償却加速（資金の早期回収）に向けた制度の見直し

国際競争力確保の観点等から、次の2つのうちいずれかの方法によって資金の早期回収を認めるべきである。

現在の耐用年数省令別表を大幅に簡素化（グルーピング化）したうえで、法定耐用年数の短縮化を図る。また、法定耐用年数によらない場合の取扱いについて現在の短縮申請承認制度を届出制にすること等によって短縮承認制度の弾力化を併せて図る。

減価償却費に関する損金経理要件を撤廃したうえで、投下資金の回収という観点から米国と同様の加速度償却制度を導入する。

(2) 少額減価償却資産に係る損金算入限度額の引き上げ

減価償却資産の管理は企業にとって大きな事務負担を要するものである。企業の事務コストは一種の納税コストであるから企業の事務負担増は企業のコストアップを通じて結果的に国家の損失につながるともいえる。その意味で平成10年度における少額減価

償却資産に関する損金算入限度額の引き下げは企業における納税コストを大幅に増大させた点で愚の骨頂であった。企業におけるIT機器の増加等を考慮し、少額減価償却資産に係る損金算入限度額を30万円に引き上げるべきである。

また、ソフトウェアに関しては、IT機器の増加・設備の高額化等や、企業側における固定資産実務の煩雑さを考慮し、損金算入限度額を100万円に引き上げるべきである。

(3) 損金経理要件の撤廃

減価償却費等について損金経理要件が付されているため、会計処理が本来あるべき姿からゆがめられる場合があると同時に、償却超過・償却不足に係る調整が必要になるなど煩雑な申告調整実務を強いられている。

「会計ビッグバン」の進展や、税制改正による課税ベースの拡大等により会計と税務の乖離が進んでいる状況を鑑み、企業の適正な財務報告、課税所得の算出及びこれに必要な事務負担の軽減を図るため、損金経理要件の廃止を要望する。

5 . 環境税導入反対

地球温暖化対策には環境と経済の両立が重要である。産業界は環境保護に向けて自主行動計画の策定・実行を強力に推進し、着実に成果をあげている。このような中で環境税が導入されるとすれば、既に環境・エネルギー対策に多額の投資を行っている企業に二重の負担を強いることになる。また、そもそも環境税導入によるCO₂削減効果は疑わしく、現実には、原油価格が高騰する中でもガソリンの消費は一向に衰えていない。本税が導入された場合、わが国産業の国際競争力を阻害することに加え、エネルギー効率の低い国での生産が増加する結果、かえって地球規模でのCO₂排出量の増加を招くおそれもあることから、環境税の導入には反対である。

6 . 連結納税制度の見直し

連結納税制度は現在存在する様々な制約によって、制度が十分に活用されているとは到底いえない状況にある。連結納税制度を真に意味のあるものにするためには、制度普及の障害になっている次の事項について、見直す必要がある。

(1) 連結グループ内寄附金の全額損金不算入の見直し

連結グループを経済的に一体のものと捉える損益通算型の考え方からすれば、寄附金課税は本来ありえない話である。現在の規定によれば、単一企業で複数の事業を行う企業と複数企業でグループ経営を行う企業との間で税の取扱いが異なることになり、課税の公平性・中立性に反する結果になる。

寄附金課税の最大の問題はグループ内取引について課税リスクを常に意識せざるを得

なくなる結果、グループ経営の効率性を高め組織再編を促進するという連結納税の理念に全く反する結果を招くことであり、特に実務において、その影響は深刻である。

グループ内寄附金の全額損金不算入については一定の租税回避防止規定を設けたうえで撤廃するか、少なくとも一定の限度内での損金算入を認めるべきである。

(2) 適用開始前・加入前の子会社未処理欠損金の持込制限の見直し

適用開始前・加入前の子会社未処理欠損金の持込制限は、課税の公平性等に反し、租税回避防止の観点からも米国のように欠損金の繰越控除を当該子会社所得の範囲内に制限することで対処が可能であるから、わが国でも米国と同様の取扱いを認めるべきである。

(3) 一定の法人・資産に関する時価評価規定の見直し

一定の法人・資産に関する時価評価の規定については、一定の租税回避防止規定を設けた上で撤廃するか、少なくともその要件を緩和すべきである。

(4) 地方税における連結納税制度の導入

法人住民税及び法人事業税の計算が単体申告を固持しているため税制上及び企業会計上の取扱いを必要以上に複雑にしており、法人住民税及び法人事業税の計算においても連結納税制度を導入すべきである。

(5) その他

連結グループを経済的に一体のものと捉えたとすれば、外国税額控除の計算に当たりグループ全体で算出された控除枠はグループ全体で使用できるようにすべきである。連結欠損金個別帰属額を有する連結子法人が連結グループから離脱する場合、その欠損金額は連結所得から控除されていないにもかかわらず投資簿価だけは下方修正される不具合が生じており、本件に係る関連規定を見直すべきである。

収用等があった場合の税額控除は、グループ全体で5,000万円ではなく、各社ごとに5,000万円とすること。

連結グループ内の金銭債権に対しても、一括評価の貸倒引当金の損金算入を認めること。

資本金1億円以下の子法人には、交際費の損金算入限度額及び貸倒引当金の法定繰入率の使用を認めること。

更正通知書は連結親法人の他、各連結子会社あてに「個別更正通知書」を送るようにすること。

7. 不良債権・不良資産処理に関する税制の見直し

不良債権・不良資産処理に当たり、現在は債権放棄を行うと寄附金として認定されたり、債権放棄に条件が付されると債権放棄自体が否定される等、不良債権処理に当たっての損

金算入が行政執行上不当に制限されており、この点に関する改善を図る必要がある。

また、近年、多額な繰延税金資産の存在が問題になっているが、この最大の要因は企業会計が不良債権・不良資産処理を促進させる方向で動いてきた中で、税制がこれに連動しなかったためである。企業における不良債権・不良資産処理を促進するためにも税の判断基準を企業会計に合わせる方向で見直しを行うべきである。

(1) 寄附金課税との関連での見直し

私法上有効な非関連者間での金銭債権の切捨てや売却については税務上もこれを容認し、原則として寄附金として取り扱わないことを明らかにすべきである。

関係会社等の整理・支援損の取扱いについて法人税基本通達 9-4-1 (子会社等を整理する場合の損失負担等) 及び 9-4-2 (子会社等を再建する場合の無利息貸付け等) の要件を緩和し、経営悪化の段階での支援を弾力的に認めるべきである。

(2) 貸倒引当金の繰入れに関する見直し

外国政府等に対して有する債権につき、債権国及び債務国の合意に基づく弁済計画が決定した場合、当該債権に対し繰り入れた個別貸倒引当金につき全額無税繰入を認めること。また、戦時当事国債権についても同様とすること。

会社更生法等の法的手続き開始時点での貸倒引当金の繰入れは現在 50% しか認められていないが、法的手続きを開始する債務者から現実に 50% の回収はありえないため繰入限度額を大幅に引き上げるべきである。

税務上も企業会計と同様に法的整理に至る前の経営悪化の段階での金銭債権 (企業会計上の貸倒懸念債権に相当) に係る貸倒引当金の繰入を認めるべきである。

企業会計で一般的に行われている貸倒引当金の繰入処理を、税務上でも同様に認めることを明確にすること、並びに、認められる要件又は事例 (或いは、認められない要件又は事例) を通達として明示すること。

法人税基本通達 9 - 6 - 2 (貸倒れの損金経理) において解釈の恣意性を排除すべく、貸倒れとしての損金経理が認められる要件又は事例 (或いは、認められない要件又は事例) を通達上で明示すること。

(3) 不良資産の評価損に関する取扱いの見直し

棚卸資産の時価の著しい下落による評価損の取扱い

棚卸資産 (特に販売用不動産) について時価が取得価額の 50% 以上下落することは異常な経済状況であり、かかる場合に評価損を計上するのは企業会計上当然のこととされていることから、税務上も評価損の計上を認める旨の明文の規定を設けるべきである。

退職給付信託 (有価証券) の時価の著しい下落による評価損の取扱い

退職給付信託 (有価証券) は、税務上は信託設定がなかったものとして取り扱われるため、時価の著しい下落が生じた場合には、一般の有価証券と同様に評価損の計上が本来認められるべきであり、有価証券に関する損金経理要件を撤廃し、退職給

付信託（有価証券）について時価の著しい下落が生じた場合には、一般の有価証券と同様に評価損の計上が可能な取扱いにすべきである。

金銭債権及びゴルフ会員権に関する評価損の取扱い

金銭債権についても、評価損の損金計上を認めるべきである。また、時価のあるゴルフ会員権についても連結納税の下で求められる時価評価においては時価のあるものとして取り扱われており、時価のある有価証券の取扱いに準じ時価の著しい下落による評価損を税務上も容認すべきである。

8．地方法人課税の抜本的見直し

法人税は平成 10 年度、11 年度と実効税率の引き下げが行われた。現在の地方税には超過税率や法定外税などが存在し、総合的に見ると企業が納める税額は下がっていない。安易な法人課税強化は企業活動を阻害し、地域経済を停滞させることに繋がることから、同一税目について超過課税を行う場合には、個人と法人の双方について同じ扱いにする等の措置を制度化すべきである。また、法定外税についても、課税の合理性がない、法人を狙い撃ちにするような課税が生じないための歯止めを設けるべきである。

また、事業所税は資産割については固定資産税との二重課税が以前から生じていたが、平成 16 年度からの法人事業税の外形標準課税導入によって、従業者割についても二重課税が生ずる形になっている等、錯綜していた地方法人税制をさらに複雑化させることになっている。税負担の公平化のためにも、抜本的な地方法人課税全体の整理・統合が必要である。

9．組織再編税制等の整備

(1) 日本版 L L C（合同会社）に関する税制の整備

日本版 L L C（合同会社）に関する税制上の取扱いとして現物出資時の課税繰延とパス・スルー課税を導入すべきである。

10．その他

(1) 受取配当金益金不算入制度の改善

連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係る受取配当金等の益金不算入割合は本来 100% とすべきであるが、少なくとも直ちに 80% に戻すべきである。また、負債利子控除の計算における特定利子規定を直ちに復活させるべきである。

(2) 年金資産に係る特別法人税の廃止と確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ

「拋出時・運用時非課税、受給時課税」の原則に反し、国際的にも例がない年金資産に係る特別法人税は即時廃止すべきである。また、確定拠出年金について非課税拠出限度額を大幅に引き上げるとともに中途引出しを容認すべきである。

(3) 電話加入権の即時償却

固定電話に係る施設設置負担金が廃止も視野に入れて見直されつつあり、電話加入権の即時償却を認めるべきである。

(4) 欠損金の繰戻還付の復活と期間延長

欧米先進国は欠損金の繰戻還付を維持しており、わが国においても平成4年の税制改正で停止されたままとなっている欠損金の繰戻還付制度を復活させるとともに繰戻期間(現行1年間)を少なくとも米国並みの2年間に延長すべきである。

(5) 寄付金の損金算入条件の緩和

企業における公益法人その他各種団体からの寄附要請に応えていかなければならない社会状況に鑑み、特定公益増進法人に対する寄附金について全額損金算入を認めるとともに、一般寄附金に係わる損金算入限度額(資本金基準および所得基準)を引き上げること。

一般要望項目

1. 税制の簡素化及び納税コストの削減

- (1) 消費税についても法人税と同様に1月の申告期限の延長を認めるべきである。
- (2) 道府県民税の利子割制度は企業(支払側及び受取側の両社)で複雑な記帳・計算を要するとともに各道府県でも相互計算等の事務量の増加を招き行政の効率化にも反していることから、利子割制度は廃止すべきである。
- (3) 地方税について、統一納付機関の設置又は本店所在地の都道府県、市町村への一括納付等により納付手続の簡素化を図るべきである。
- (4) 連結納税において期中に離脱した連結子法人については期初にさかのぼって承認取消しを行い、みなし事業年度による所得計算は行わないことにすべきである。
- (5) 異動届出書は変更の都度ではなく、重要でない項目については年2回にまとめて提出できるようにすること。
- (6) 法人事業税の外形標準課税における付加価値割の計算方法は複雑なことから、報酬給与額に代えて従業員数に一定額を乗じた額を用いる等、計算方法の簡素化を図ること。
- (7) 地方税においても移転価格課税に係る納税の猶予と延滞税免除の特例を創設すること。
- (8) 利子及び配当金に対する源泉所得税は、国税と地方税で構成されるが、事後の控除

又は還付手続きにあたり事務量の増大となるので、国税として総合課税の上、国・都道府県間で配分することとし、納税事務の簡素化を図ること。

- (9) 事業税の国外所得計算についての法人税のそれとの統一化を含め事業税外形標準課税の計算方法を簡素化すること。
- (10) 悪質なケースを除き、過去に税務調査を実施している事業年度については繰り返し調査を行わないこと。

2 . 土地税制の見直し

- (1) 既にその役割を終えた特別土地保有税、地価税、土地の譲渡等がある場合の特別税率（土地譲渡益重課制度）は、廃止すべきである。
- (2) 会社分割時に未経過固定資産税を精算した場合に譲渡対価とする法人税法上の取扱いを改め分割法人と分割承継法人との間での合理的な負担を認めるべきである。
- (3) 固定資産税の非住宅用地における負担水準について上限を 60% とすること。
- (4) 固定資産税の償却資産の償却計算を法人税と一致させること。
- (5) 土地については収益力に対して過重な負担とならないように評価水準等の見直しを図ること。
- (6) 建物については収益還元価値を基準とする評価方法への転換を図ること。

3 . 地方税に関する見直し

- (1) 連結法人について法人税と同様に地方税についても中間申告における仮決算方式の採用を認めるとともに申告期限を 1 月延長すべきである。
- (2) 資本等と従業員数で決定される法人住民税の均等割について、事務所・事業所の規模に応じた税率区分（資本等を分割人員比で按分した値での税率算定や 5 ~ 10 人以下の法人に低税額区分を設ける等）に改め課税の適正化を図るべきである。
- (3) 法人住民税の課税標準は、特別控除後の法人税額とすべきである。
- (4) 建設工事現場等の事業所・事務所への法人事業税・法人住民税の課税は 1 年以上継続して設置するものだけを対象とすべきである。
- (5) 事業所税は本来廃止すべきであるが、少なくともみなし共同事業課税に関して、既に単一の会社として免税点を超えて納税義務者となっている場合やグループ全体の事業合理化のためにグループ会社の入居家屋を集約する場合には免税点の判定における床面積（又は従業者数）に算入しない取扱いに内容を見直すべきである。
- (6) 外国税額控除制度における控除余裕額の使用による外国税額の還付制度を地方税においても創設すべきである。

4 . 借地権課税における相当の地代の適正化

借地権課税における相当の地代は更地価額の 6 % とされているが、借り手の負担が過大であり、土地の有効利用促進の阻害要因になっている。一般金利水準や不動産投資の利回りの低下に合わせ借地権課税における相当の地代を 3 % 程度に引き下げるべきである。

5 . 海外個人所得税の見直し

海外で発生した個人所得税を会社が負担した場合に従業員にとって経済的利益がないにもかかわらず不当な個人所得課税が行われている。海外赴任者の日本への帰任後に会社が負担した海外赴任期間に対応する海外個人所得税額や、日本の居住者である海外への長期出張者が現地法令により海外個人所得税を課されることとなった場合の会社が負担した海外個人所得税額は、非課税所得であることを法令又は通達で明らかにすべきである。

6 . 印紙税の見直し

印紙税は経済行為に付随して作成される文書類に担税力を求める文書課税制度であり、インターネット取引が急速に普及する中で、同一内容の契約であっても紙であれば課税され、電子データであれば課税されない等、課税の公平性及び中立性等の面で問題が多い。IT社会においては文書課税そのものが不合理であるともいえ、請負契約書等に関する印紙税は廃止すべきである。

7 . その他

- (1) 資産の流動化等の資金調達の多様化の促進、リスクの高い新規事業の創出を図るため、事業信託、自己信託の創設等の信託法の改正後も、現行の信託に係る税制の取扱いを継続すべきである。
- (2) 交際費について事業規模に見合った範囲での損金算入を認めるべきである。
- (3) 法人住民税の均等割額について損金算入を認めるべきである。
- (4) 国税の納税証明書における税額区分を本税と附帯税の二本立て記載とすべきである。
- (5) 「更正の請求」の期間（現行1年間）を税額の更正可能期間と同じ5年間に延長すべきである。
- (6) 少額飲食代の書類の保存要件を簡素化（日付、会社名のみにするなど）し、制度の恒久化を図ること。
- (7) 研究開発費及びソフトウェアに係る会計処理については、企業会計の尊重及び納税コスト削減の見地から企業会計上の取扱いを容認すべきである。
- (8) 電子申告普及促進のために、税目ごとに電子申告控除額を設けるとともに、電子申告における外国税額控除の書類添付という条件を緩和し、書類保存義務に改めること。
- (9) 専ら役職員間で費消される少額の飲食についても、交際費等から除くこと。
- (10) 社債利子や配当金にかかる所得税の税額控除は、所有期間に係わらず全額控除とすること。
- (11) 納税者番号制度の導入等、税務執行体制の整備を図ること。

以上